

～ 催し物・イベントを開催する皆様へ ～

催しには防火対策が必要です

平成25年8月に発生した京都府福知山市の花火大会火災を契機に、催し物やイベントにおける火災予防対策の充実強化を図るため、**火災予防条例を改正**しました。

多数の者の集合する催し で

対象火気器具等を使用する露店等

消火器の準備が必要です！！

住宅用消火器ではなく、業務用消火器としてください
腐食や破損等のない耐用年数内のものをご用意ください

催し開催の事前に届出が必要です！！

露店の開設場所と消火器の設置場所が記された図を添付した
届出を**開催の3日前までに提出**してください

※ 対象火気器具等を用いない催しの開催については届出は不要です。

多数の者の集合する催しってなに？

祭礼、縁日、花火大会、展示会などの一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しをいいます。
近親者のみが集まるバーベキュー、PTA 役員のみが参加する催しのような相互に面識のある者が参加するものは対象外となります。



対象火気器具ってなに？

火を使用する器具や、使用の際に火災の発生のおそれのある器具のことです。具体的には、調理用器具（ガスコンロ、グリドル、カセットコンロ、ホットプレートなど）、ストーブ、発電機などが該当します。

大規模な催し を計画されている方へ

屋外で行われる大規模な催しは、

防火担当者の選任と

火災予防上必要な業務に関する計画の届出が必要です！！

多数の者の集合する催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当し、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認められる場合は、「指定催し」として指定します。

大規模なものとして消防長が定める要件

- ・ 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。
- ・ 主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの数が100店舗を超える催しであること。

- ※ 上記の店舗の数は火気を使用する露店等以外のものも含まれます。
- ※ 指定催しに該当するか不明な場合は事前にお問い合わせください。

防火担当者の選任について

特別な資格は必要ありませんが、火災予防上必要な業務に関して適切に指示などを行うことができる立場の方を選任してください。

火災予防上必要な業務に関する計画について

火災予防上必要な業務に関する計画は**開催の14日前までに**提出が必要です。提出のない場合は罰則もありますのでご注意ください。

詳しくは中央広域連合ホームページをご覧ください

徳島中央広域連合消防本部 催し 防火対策

検索 

お問い合わせ

徳島中央広域連合消防本部 消防課 予防係 0883-26-1191